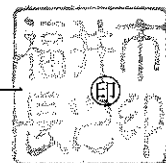


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東今泉（今泉、河増）集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人	0 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。今後も継続していく。
- ・次の世代の担い手を育てる。
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力が軽減していく。
- ・菜の花などの有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・マコモなどの栽培・加工に取り組む。